

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 16 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

第1条各号列記以外の部分中「第2条第1項本文」を「第2条第1項第2号」に改める。

第4条第1項本文中「第1号様式」の右に「(対象者が第10条第1項第2号に掲げる者である場合にあっては、別に定める様式)」を加える。

第7条中「または」を「又は」に改める。

第10条の2第1号ア中「法の規定による市町村民税」を「地方税法（以下「法」という。）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定により課する法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。））」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第1条、第7条及び第10条の2の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)